(*)厚生労働省

埼玉労働局

Press Release

埼玉労働局発表 令和7年8月1日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課課 長 川又 裕子 主任地方労働衛生専門官 嶋田 敏晴 (電話番号)048-600-6206

「転びま宣言!埼玉」を実施します ~各事業場で取組宣言をして転倒労働災害を減少させよう~

休業4日以上の労働災害のうちの約4分の1は転倒による災害です。この多い転倒労働災害を減少させることは、労働災害全体を減少に転じることになる 契機となります。

埼玉労働局(局長 片淵仁文)は、各事業場に転倒労働災害防止に積極的に 取り組んでいただくための「転びま宣言!埼玉」を実施します。

宣言を通じて、各事業場で転倒労働災害防止に取り組んでいただき、宣言を した事業場をホームページで公表していきます。

1 趣旨

埼玉県内の休業4日以上の死傷災害は、近年増加傾向にあり、中でも転倒労働災害がその約4分の1を占めている。転倒労働災害は業種を問わず多く発生しており、減少に転じさせることが喫緊の課題となっており、埼玉第14次労働災害防止計画の重点事項の一つとなっている。

このため、転倒労働災害防止、減少に向けた取り組みに関して、県内各事業場に積極的に一丸となって行っていただくことを目的とした「転びま宣言!埼玉」を実施する。

2 実施内容

- (1) 参加表明し宣言をする 埼玉労働局のホームページで参加表明をする。 宣言証をダウンロードし必要事項を記入して、事業場内に掲示する。 ホームページのある事業場については、可能であればホームページに 当宣言をしていることを掲載する。
- (2) 各事業場ごとに取組を行う。
- (3) 宣言から6カ月経過後に取組状況のアンケートに回答する。
- (4) 取組内容の好事例については公表する。
- 3 宣言開始期間

令和7年8月1日(金)から

4 参加要件

埼玉県内で1人以上の労働者を雇用する事業場(事業場毎に参加できる)

5 参加方法

参加希望の事業場は、埼玉労働局のホームページから参加表明をしてください。

- 別添1 実施要領
- 別添2 宣言用紙
- 別添3 埼玉県内の労働災害発生状況
- 別添 4 パンフレット 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (令和 7 年 5 月)

「転びま宣言!埼玉」(職場における転倒労働災害予防)実施要領

目的

埼玉県内の休業4日以上の死傷災害は、近年増加傾向にあり、中でも転倒労働災害がその約4分の1を占め、年々増加傾向にある。これは全国の労働災害と同様の傾向である。それに加え転倒による怪我の約4割が休業1か月以上となっている。

転倒労働災害が増加している要因として、労働者の高齢化がある。

高齢になると重量物を運ぶような作業は難しいため、サービス業などの第三次産業に就く傾向があり、第三次産業は当行政の指導が行き届いておらず安全衛生対策の取り組みが遅れている。そのため、安全衛生対策が十分でない職場環境で高齢者が働くことが、転倒労働災害の増加につながっている一因となっている。転倒労働災害は男性よりも女性の方が多く発生している。

このことから、転倒労働災害防止対策を強化し、労働災害件数を減少に転じさせることが喫緊の課題となっており、埼玉第14次労働災害防止計画の重点事項の一つとなっている。

このため、転倒労働災害に関して、事業場の安全意識の醸成及び効果的な推進を図ることを目的とした「転びま宣言!埼玉」を実施する。

実施内容

1 参加表明し宣言をする

労働局への参加表明(WEB利用)する。

当局ホームページから宣言証をダウンロードし、社内掲示のほか可能であれば自社のホームページに掲載

登録事業場は当局ホームページに会社名と所在地(市町村名まで)掲載

- 2 転倒労働災害の減少を目指し取組を各事業場で行う
- 3 結果報告

宣言をした事業場から取組の結果を宣言から6か月経過後に取組状況のアンケート(WEB利用)に回答する。

4 好事例の発信

取り組み状況のアンケートから好事例を収集し、事例集等を作成し、ホームページに掲載する。

広報

本件の実施について、広報する。

宣言日 令和 年 月 日

転びま宣言! 埼玉

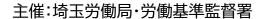
事業場名

転倒労働災害防止宣言

転倒労働災害を減少させるため、下記取り組みを行うことを宣言します

- I 労働安全衛生法等関係法令を遵守し安全衛生活動を推進します。
- 2 研修や会議を通じて、安全衛生意識の向上に努めます。
- 3 4S(整理·整頓·清掃·清潔)活動を積極的に推進します。
- 4 エイジフレンドリーガイドラインに基づき、施設・設備等の改善を図ります。
- 5 エイジフレンドリーガイドラインに基づき、作業方法を見直します。
- 6 転倒予防体操など健康づくりを実施します。

代表者氏名



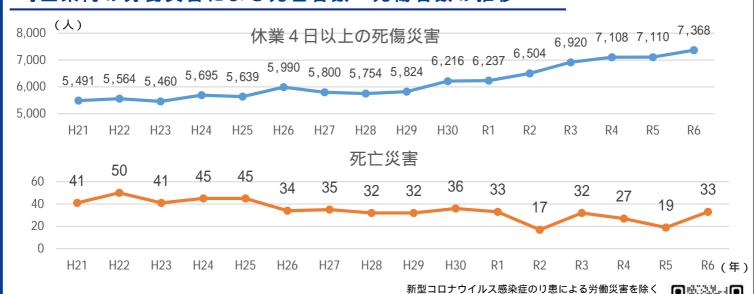


出典:死亡災害報告

埼玉労働局

埼玉県内の労働災害発生状況

埼玉県内の労働災害による死亡者数・死傷者数の推移



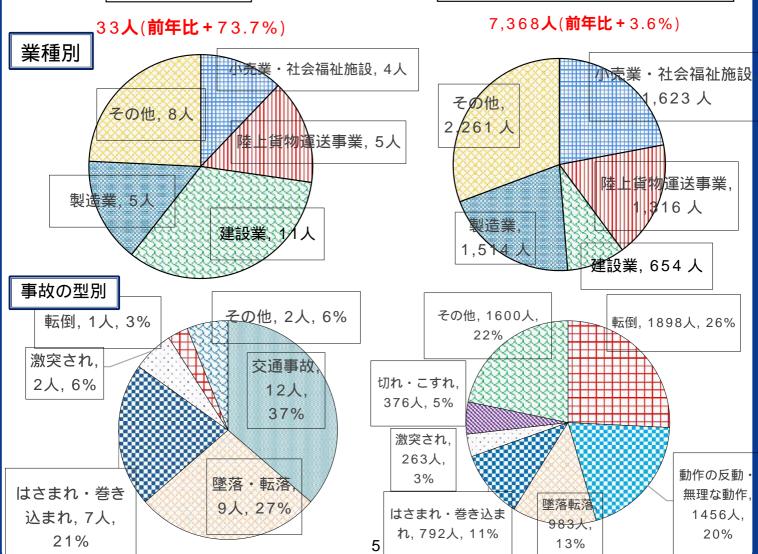
令和6年の労働災害内訳

災害統計の詳細はこちらへ

- 死亡災害は、業種別では建設業11人、事故の型別では交通事故12人と多くなっている。
- 休業4日以上の死傷災害は<u>行動災害と言われる転倒災害動作の反動·無理な動作で全体の約半数を占めている。</u>

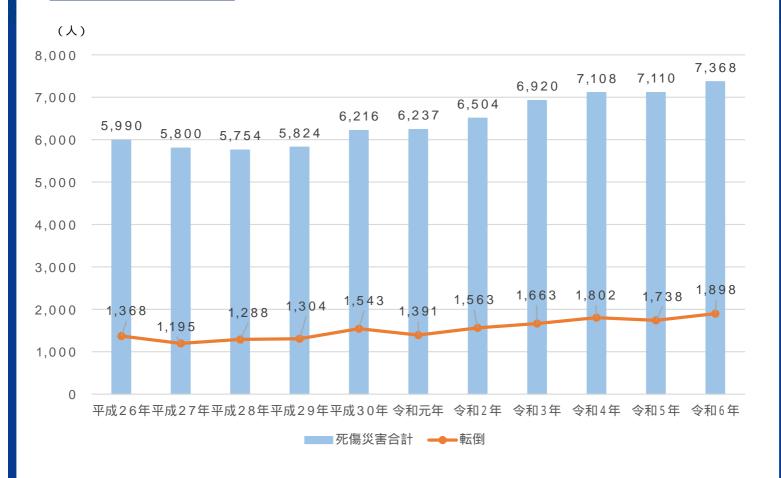
死亡者数

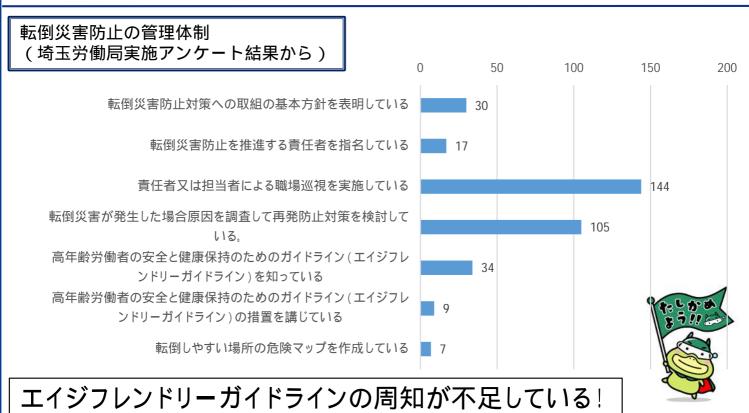
休業4日以上の死傷者数



新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

転倒災害発生状況





参考 埼玉第14次労働災害防止計画

転倒対策の実施率 腰痛予防対策

腰痛の年千人率 全体

健康経営埼玉推進協議会を通じた事業者支援 理学療法士等と連携し、身体機能の維持改善を支援 事業者の自発的な取組を引き出すためのナッジ等を活 用した周知 など7つの取組 R5) (R9) (R5) (R9) (R9) (R9) (R9) (R4L) (R4L) 減少・ (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。





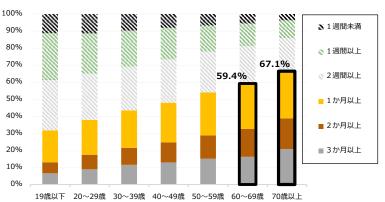


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ<u>労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすい</u>ことが分かっています。体 力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

年齢層別 労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率) (令和5年)



年齢層別 労働災害による休業見込み期間(令和5年)



ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求めら れる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→ 令和2年3月16日付け基安発0316第1号

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者に求められる事項

事業者は、以下の1~5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等に よる支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください**。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



具体的取組			予防	把握・気づき	措置
	場のリスク 人のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
			メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
			健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
			運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
					健診後の面接指導、保健指導
			体力づくりの	安全で健康に働く ための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供
			自発的な取組の促進		低体力者への体力維持・向上に向けた指導

ガイドラインの概要

1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

☆考慮事項 ☆

・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

💮 考慮事項 💮

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
 ※フレイル: 加齢とともに、筋カや認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
 ※ロコモティブシンドローム: 年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
 - ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じ ます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

学対策の例



通路を含め作業場所の 照度を確保する



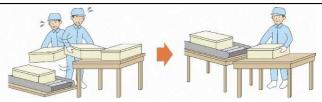
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



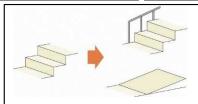
水分・油分を放置せず、 こまめに清掃する



リフト、スライディングシート等 を導入し、抱え上げ作業を抑制

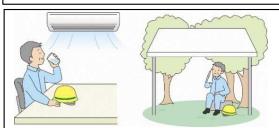


不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業 対象物の配置を改善する



階段には手すりを設け、可能 な限り通路の段差を解消する





涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服 装を準備する



解消できない危険箇所に 標識等で注意喚起

その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材 (床材や階段用シート)を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェア ラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、 照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡 の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
 - ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

以対策の例 🕽

<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が 就労しやすくします(短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等 に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります
- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

夕食介助 で 夜間排泄介助 は 体位変換 で 朝食介助 離床介助 離床介助 臥床介助 16:30 21:00 30 見直し前 日勤 夜勤 日勤 ★夕勤▲ 見直し後 日勤 夜勤 日勤 夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例



3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- (1) 健康状況の把握
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
 - ・その他以下に掲げる例を参考に高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

👺 取組の例 👺

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

(2) 体力の状況の把握

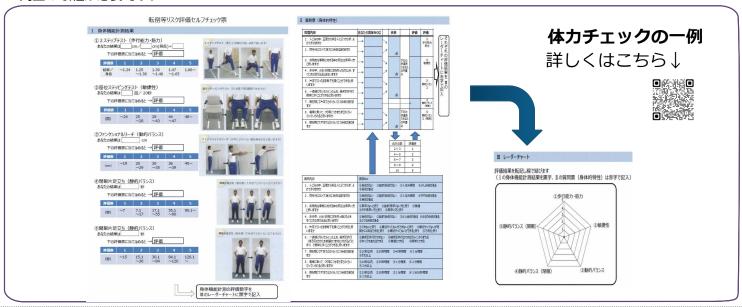
- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、 事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例以

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目(フレイルチェック)等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に 測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

● 考慮事項 💮

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持 向上の取組が必要です。



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

ガイドラインの概要

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



😭 考慮事項 😭

・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話合いを通じて本人の了解が 得られるよう努めます

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康 の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

💮 考慮事項 😭

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます
- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」 に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

以対策の例 🖏

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます 例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材 ~転倒・腰痛予防!「いきいき健康体操」~(動画) 他

5 安全衛生教育

- (1) 高年齢労働者に対する教育
 - ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写 真や図、映像等の 文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

● 考慮事項 ●

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です
- (2) 管理監督者等に対する教育
 - 教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取り組みを 実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持 管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎 的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の 改善に取り組みます



ストレッチの例 「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントと エクササイズ」より

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですがり請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。